



令和 3 年 第 1 1 回 総 会  
会 議 録

期 日 令和 3 年 1 1 月 2 5 日

場 所 枕 崎 市 妙 見 セ ン タ ー

枕 崎 市 農 業 委 員 会

# 令和3年第11回枕崎市農業委員会総会 会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1日 令和3年11月25日（木）

## 2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	5 1	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について
3	5 2	農地法第3条許可申請について
4	5 3	農地法第5条許可申請について
5	5 4	農用地利用集積計画の調整について

## 3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
11月25日	午前9時30分	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について 日程第1号
		5. 議案上程 日程第2号～日程第5号
		6. 提案理由の説明, 質疑
		7. 討論, 表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	委員・推進委員別
会長	1番	天達範隆	農業委員
	2番	原田克子	農業委員
	3番	水野正子	農業委員
	4番	篠原正	農業委員
	5番	今給黎龍浪	農業委員
	6番	白澤千恵子	農業委員
	7番	眞茅文男	農業委員
	8番	依積田広昭	農業委員
	9番	楠義文	農業委員
会長代理	10番	畑野真人	農業委員
	11番	中原敬彦	農地利用最適化推進委員
	12番	依積田正康	農地利用最適化推進委員
	13番	有村貞雄	農地利用最適化推進委員
	14番	桑原和英	農地利用最適化推進委員

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長 駒水孝広  
主幹兼農地係長 永江靖博  
農地係参事補 前原光博

午前 9 時 30 分 開会

議長 令和3年第11回農業委員会総会を本日招集しましたところ、出席委員14名で定足数に達しておりますので、ただいまから開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりですので、ご了承願います。

ここで、本総会の会議録署名委員を指名いたします。

8番俵積田委員、9番楠委員をお願いいたします。

日程第1号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日限りとしてはと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

次に、日程第2号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第2号議案第51号 農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について説明いたします。

大字、字、地番等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号142号から143号まで、利用権設定を受けた者 ○○○○さんほか1名、利用権設定をした者 ○○○○さんほか1名です。

今回の合意解約農地は畑が2筆2,672㎡です。

以上は農地法第18条第6項の規定により申し出がありましたので審議をお願いいたします。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第2号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について、整理番号142号から143号の2件については、説明のとおり同意することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第51号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第3号農地法第3条許可申請についてを議題といたします。

まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は2件で所有権の移転に関する申請です。

(整理番号16号)

整理番号16号についてご説明申し上げます。

整理番号16号の申請地は、桜山西町〇〇番，畑，125 m<sup>2</sup>，〇〇番〇，畑，718 m<sup>2</sup> 合計843 m<sup>2</sup>です。

譲渡人は，〇〇〇〇さん，無職，80歳，福岡県にお住まいです。

譲受人は，〇〇〇〇さん，会社役員兼農業，86歳，桜山西町にお住まいです。

譲渡事由は，相手方の要望，譲受人の規模拡大ということであります。

整理番号16号については調査書にあるとおり，農地法第3条第2項各号には該当しないため，許可要件のすべてを満たすと考えます。

申請地は，集落内にあり，湯穴公民館より西側約〇〇mに位置します。

整理番号16号の申請地については4・5ページに掲載してあります。

整理番号16号においては，機械，労働力，技術，地域との関係などをみても問題ないこと，農業委員会が定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

(整理番号17号)

整理番号17号の申請地は，園見本町〇〇番，畑，329 m<sup>2</sup>です。

譲渡人は，〇〇〇〇さん，無職，81歳，神奈川県にお住まいです。

譲受人は，〇〇〇〇さん，農業，44歳，園見本町にお住まいです。

譲渡事由は，相手方の要望，譲受人の農地拡大ということであります。

整理番号17号については調査書にあるとおり，農地法第3条第2項各号には該当しないため，許可要件のすべてを満たすと考えます。

申請地は，集落内にあり，牧園公民館より北西側約〇〇mに位置します。

整理番号17号の申請地については7・8ページに掲載してあります。

整理番号17号においては，機械，労働力，技術，地域との関係などをみても問題ないこと，農業委員会が定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長 次に，調査員から，現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

整理番号16号について，畑野委員をお願いします。

10番(畑野委員) 整理番号16号について報告いたします。

11月7日に譲受人立会いのもと現地確認を行いました。

位置関係については事務局の説明のとおりです。

申請地の〇〇番は，北側及び東側は市道，西側は宅地，南側は菜園畑です。

現況としては，ビワ2本が植えられておりました。

申請地〇〇番〇は，北側及び西側は市道，東側は宅地，南側は畑であり，現在草刈りされた畑でした。

取得後は，グアバやニンニクを植える計画です。

本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ，問題のない申請ではないかと思われま。

以上で報告を終わります。

議長 次に，整理番号17号について，桑原委員をお願いします。

14番(桑原委員) 整理番号17号について報告いたします。

7月9日に譲受人の立ち会いのもと現地確認を行いました。

位置関係は事務局のとおりです。

申請地は、東側は道、その外周辺は宅地となっており、現在、菜園畑となっています。また、譲受人が、令和2年から菜園として利用しており、取得後も、菜園畑として管理する計画で、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、問題のない申請ではないかと思われます。以上です。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第3号農地法第3条許可申請の整理番号16号及び17号については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第52号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第4号農地法第5条許可申請についてを議題といたします。

まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は2件で、所有権の移転に関する申請が2件です。

[整理番号33号]

整理番号33号の申請地は岩崎町〇〇番、畑、1,117㎡です。

譲受人は〇〇〇〇 代表社員 〇〇〇〇さん 太陽光発電売電事業です。

譲渡人は〇〇〇〇さん、無職です。

転用目的は太陽光発電施設です。

申請事由は、「発電のために必要な日照が確保できる申請地に太陽光発電設備を設置するため。」とのことです。

申請地は11・12ページに掲載してあります。

岩崎町・山古園商店の北側約〇〇mに位置します。

農地の区分は孤立した農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い「その他の農地」に該当し、第2種農地と判断します。

転用目的は、太陽光発電施設で農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積も1,117㎡で太陽光パネル49.5kw(160枚)を設置する計画で問題のないものと思われます。

申請地北側には、排水トラフ、西側及び南側の境界には高さ30cmの畦畔を施します。

また、周囲に既存の擁壁及びブロックが設置されています。

周囲には高さ1m程度のネットフェンスを設置します。

パネルは、高さは約2.0m程度で、パネル間は1.8m程度の間隔で設置されます。

なお、経済産業省の発電設備認定通知書及び九州電力株式会社の工事負担金請求書の写しが提出されており、事業実施の確実性は確認されております。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であります。

〔整理番号34号〕

整理番号34号の申請地は妙見町〇〇番〇，畑，494㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さん 公務員，〇〇〇〇さん 公務員です。

譲渡人は〇〇〇〇さん，無職です。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「現在，借家住まいをしており，手狭になったことから，申請地に自宅を新築したい。」とのことです。

申請地は，14 ページに掲載してあります。

妙見センター・グラウンドより東側〇〇mに位置します。

農地の区分は10ha以上の集団性があるため，第1種農地と判断されますが，申請地周辺には住宅が点在しており，申請地の55m以内に既存住宅が8戸以上存在するため不許可例外の集落接続施設に該当します。

代替地も検討しましたが，適地が見つからずにやむを得ず申請地を住宅建築の候補地としており，致し方のない申請ではないかと思われま

す。転用目的は，一般住宅で，農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は494㎡であり，問題ないものと思われま

す。一般住宅転用にあたり，分筆し，申請地を一般住宅として，利用されるもので

す。現況のまま，整地をおこない，東側には，既存のブロック積み，西側及び南側境界には40cmのブロック壁を施します。

建物は高さ5.5mの平屋であり，境界より4.0m以上控えて建築します。

そのほか被害防除計画，資金調達計画も適正であります。

以上で議案の説明を終わります。

議長 次に，調査員から，現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

整理番号33号について，今給黎委員をお願いします。

5番（今給黎委員） 11月17日に眞茅委員，有村委員，事務局の前原さんと現地確認を行いました。

整理番号33号について報告いたします。

立会人は申請人代理の〇〇〇〇行政書士でした。

転用目的は太陽光発電施設です。

33号の申請地は，説明にありま

す。33号の申請地は，説明にありま

周りには、擁壁及びブロックがあり、周辺土地へ土砂雨水の流出を防止します。パネル高は 2m とし、パネル間は 1.8m 程度の間隔を確保する計画であり、日照通風等支障を及ぼしません。

雨水については、北側の市道側溝へ放流します。

また、集落内の設置であることから、隣接する方々への同意は得ているとのことです。

適切な防除計画書及び事業計画書も添付されており、やむを得ない申請ではないかと思われます。

以上報告をおわります。

議長 次に、整理番号 34 号について、真茅委員お願いします。

7 番 (真茅委員) 整理番号 34 号について報告いたします。

1 月 17 日に今給黎委員、有村推進委員、事務局の前原さんと現地調査を行いました。

立会人は申請者の奥さんである〇〇〇〇さんと〇〇〇〇行政書士です。

場所は、事務局の説明の通りで、転用目的は一般住宅です。

妙見町に位置する、集団的な農地ですが、現況としましては、耕作放棄地で、アワダチソウが自分の背丈位ありました。

北側は道路、南側は分筆された農地です。

西側と東側は一般住宅です。

境界にはブロック積みをして、雨水に関しては、北側側溝に、生活排水については、合併浄化槽により処理するという事でした。

建物は平屋であり、境界より控えて建築し、日照通風等支障を及ぼしません。

また、残地について、質問したところ、申請人が農地として保全管理するとの事でした。

周囲に農地もなく、資金計画、被害防除計画、また、周囲の同意書も添付されており、問題のない申請ではないかと思えます。以上報告をおわります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

議長 ないようですので、これをもって、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第 4 号農地法第 5 条許可申請の整理番号 33 号、34 号の 2 件については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第 53 号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第 5 号農用地利用集積計画の調整についてを議題といたします。

議案内容について事務局に説明をお願いします

事務局 日程第 5 号議案第 54 号 農用地利用集積計画の調整について説明いたします。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号185-1号から195号の利用権設定を受ける者 ○○○○さん外10名、利用権設定をする者 ○○○○さん外17名で、設定面積は、畑が18筆16,304㎡、田が2筆1,047㎡、樹園地が3筆4,564㎡です。

以上の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

8番(俵積田広昭委員) 190-1と190-2 ○○○○さん 桜山町の土地を借りているのですが、私に農業委員であるために、もう解約して欲しいと言って来ました。

これは、このままでいいでしょうか。

事務局 当人の署名入りで申出書があった関係でこちらの議案に掲載してあります。

書いた時点と意向が変わったという事であれば、今後合意解約の手続きをして頂くことになるかと思います。

8番(俵積田広昭委員) 書いた後で変わりましたので、はい、わかりました。

議長 ほかにありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第5号農用地利用集積計画の調整の、利用権設定の整理番号185号の1から195号までについては、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第54号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

なお、議案第54号の決定した案件につきましては、市長に農用地利用集積計画を定めるよう要請してまいります。

以上をもちまして、本総会の議事の全ての審議を終了しましたので、閉会いたします。

午前 10時00分 閉会

枕崎市農業委員会 会長 天達 範隆

会議録署名委員 俵積田 広昭

会議録署名委員 楠 義文